

修正後

3. そのほか

(1) 一般的に実施すべき事項

- ・土木工事標準仕様書、土木工事施工管理基準、土木請負工事必携（いずれも大阪府都市整備部）に記載された本工事に必要となる実施すべき項目については、事前に内容を把握の上、実施すること（費用は共通仮設費の率分に含まれる）。

(2) 本工事で発生した産業廃棄物の適切な処分について

- ・本工事で発生するコンクリート殻等は再生資源施設にて適切に処理を行うこと。また再生資源とならない産業廃棄物についても、法令を遵守し適切に処分を行うこと。

(3) 本工事で実施する内面平滑工について

- ・本工事は、既設水路の内側を平滑にして雨水の流下量を増大させることを目的に実施するものであり、既設水路の断面欠損を出来る限り少なくするためにシートを張り付けて平滑性を発現させることとしていること（設計図面2枚目参照）から、公益財団法人日本下水道新技術機構の建設技術審査証明を受けている下水道管きょ工事の「反転工法」「形成工法」及び「製管工法」には該当しない。